（大阪府警察施設類型別計画）

待　機　宿　舎　編

令和6年4月

大阪府警察待機宿舎整備基本計画

大　阪　府　警　察

序　計画策定の趣旨

1　大阪府警察待機宿舎（以下「待機宿舎」という。）の整備については、平成22年11月、民間活力の導入や既存宿舎の大規模改修等により整備費用の抑制を図ることを目的として、大阪府警察待機宿舎整備基本計画（以下「計画」という。）を策定した。

2　平成23年11月には、整備手法の候補を精選し、整理統廃合宿舎等の見直しを行い、計画の一部を修正した。

3　平成26年２月には、平成25年３月８日に「大規模警備事案発生時の非常参集要領の制定について（例規通達）」が全部改正されたことに伴う待機宿舎部隊運用の変更、財政状況の変化等により、整備戸数、整備手法等の見直しを行い、計画の一部を修正した。

4　平成28年９月には、待機宿舎を長期にわたり安全に使用できる取組、いわゆる長寿命化等の取組を追加した。

5　令和６年４月には、前計画（令和５年度末満了）を引継ぎ、長寿命化と総量最適化に取り組むため、新たな計画の策定を行うものである。

1　待機宿舎について

(1)　位置付け

待機宿舎とは、大規模災害等の発生時において、大量の警察力を迅速に動員し、初動措置を行うための体制を確立するために、警察職員を集団的に居住させる施設である。

(2)　現状

待機宿舎は、府下に世帯用宿舎５か所、1,128戸及び単身寮11か所、1,180室を保有している。

建築後50年を経過している待機宿舎は４か所あり、経過年数の長い待機宿舎では老朽化が顕著である。

2　整備戸数

これまで、大規模災害等発生時に初動措置を行う要員を確保するために必要な2,300戸（室）の整備を進めてきたが、近年の待機宿舎の老朽・狭隘化や施設需要等を踏まえて、整備戸数の最適化を目指す。

なお、整理統廃合等にあたっては、集団警察力確保の観点を維持しつつ、地理的状況や交通ルート、費用対効果等を総合的に勘案して計画する。

3　整備計画

老朽・狭隘化した待機宿舎の解消と整理統廃合を実施し、総量最適化・有効活用に取り組んでいく。

(1)　整備期間

整備期間は、令和17年度までとする。

(2)　整備手法

ア　ストックの活用（長寿命化、総量最適化・有効活用）

既存宿舎は、予防保全の取組として点検・大規模改修を行い、建物の長寿命化を図り建築後70年以上の継続活用を目標とする。

イ　大規模集約化の推進

老朽・狭隘化や施設需要等を踏まえて、整理統廃合・用途変更・改修等を推進する。

ウ　再編集約による財源の確保

本計画に基づく待機宿舎の整備（撤去等）は、再編集約により廃止する宿舎の土地売却益とする。

(3)　計画内容

老朽化の著しい待機宿舎４か所、170室は、施設需要等を踏まえて用途廃止とし、その他の待機宿舎については計画的な改修を行い長寿命化と総量最適化を図っていく。

ア　改修にあたっては、建築基準法上の法定点検の活用に加え、法定点検では把握できない設備等の劣化状況について、「ＦＭ基本方針」を基に実施した劣化度調査後の「中長期保全計画」及び「修繕実施計画」を活用した「予防保全型」の維持管理を行っていくこととする。

また、計画的な改修として、建築後おおむね25年、50年を目処に、施設需要を踏まえた大規模改修の実施を検討する。

併せて、施設の長寿命化を図り、維持経費の軽減・平準化、トータルコストの縮減を図る。

イ　用途廃止する待機宿舎及びその土地については、有効活用や売却処分を進める。

（用途廃止）

中央①単身寮、西①単身寮、大正単身寮、西淀川単身寮

(4)　計画終了後の整備

都市計画、建築関連等の法改正、あるいは警察事情等の変化を勘案し、弾力的に整理統廃合を検討し、整備を行うこととする。

(5)　計画の検証・見直し

計画に基づき、待機宿舎整備を着実に推進するため、整理統廃合等の状況を検証し、必要に応じて見直しを図ることとする。

以　上

改正経緯

平成22年11月　策　　定
平成23年11月　一部修正
平成26年２月　一部修正
平成28年９月　一部修正
令和６年４月　一部修正